

化学兵器禁止機関（OPCW）への申告しきい値

		数量しきい値	濃度しきい値
第一種指定物質 (表2剤)	生産、加工、消費	表2A剤 ・ BZ : 10kg 1kg < BZ ≤ 10kg	1% 10 %
		・ BZ以外 : 1t 100kg < BZ以外 ≤ 1t	1% 10 %
		表2B剤 : 1t	30%
	輸出入	表2A剤 なし 表2B剤 なし	1% 30%
第二種指定物質 (表3剤)	生産	30t	30%
	輸出入	なし	30%
有機化学物質 (DOC)	生産	200t	特に定めていない (個別に判断)
特定有機化学物質 (PSF)	生産	30t	